

会員社会就労センター長 各位

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会
会 長 阿 由 葉 寛
認定特定非営利活動法人 日本セルフセンター
会 長 高 江 智 和 理
<公印略>

「優先調達推進法」の啓発活動へのご協力について（お願い）

日頃より両会の事業推進にご協力を賜り、深謝申しあげます。

さて、全国社会就労センター協議会（全国セルフ協）および日本セルフセンターでは、都道府県や市区町村に対する「優先調達推進法」の周知・啓発を通じて、社会就労センターへの発注拡大、利用者の工賃・賃金向上につなげるため、例年、優先調達推進法の公布日である 6 月 27 日を「優先調達推進法の日」、6 月 20 日から 7 月 20 日までの 1 か月間を「優先調達推進法月間」と定め、同法の周知・啓発を行っております。

つきましては、今年度は下記により同法の啓発活動を実施いたしたく、ご協力をよろしくお願い申しあげます。

記

1. 今年度の「優先調達推進法」の啓発活動について

（1）所在の自治体等に対する「優先調達推進法」の啓発活動の実施

各社会就労センターにおかれましては、所在の自治体等に対する「優先調達推進法」の啓発活動により一層ご協力くださいますようお願いいたします。啓発活動実施の際には、別添のリーフレットをご活用ください。リーフレット裏面下部の「お近くの共同受注窓口」欄に貴事業所の情報をご記入いただき、市町村の窓口等に訪問される際の資料としてご利用いただけます。

（2）全国社会就労センター協議会のホームページへの関連情報掲載

「優先調達推進法」の周知・啓発に向けて、全国セルフ協のホームページでは優先調達の実践事例紹介動画等を資料として掲載しておりますのでご活用ください。

2. 備考

- ・各都道府県・指定都市の障害保健福祉部局等の官公庁に対しても、同法の一層の活用を依頼しておりますので、ご承知おきください。

<お問い合わせ先（事務局）>

全国社会就労センター協議会（全国セルフ協）事務局〔担当：寺西、中川、根岸〕
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内
TEL：03-3581-6502／FAX：03-3581-2428／E-mail：selp@shakyo.or.jp
【セルフ協 HP】 <https://www.selp.or.jp/>（※ポスター・パンフレット掲載あり）